○農林水産省告示第二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大沼町芦ケ入下切二二の三六、二二の四〇、二二の四二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市滝脇町西洞二九の九、二九の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市仁木町字八反田五一の六・五三の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八ツ木町字池ノ上六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市上田上牧町字横落八四九の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）・八五〇の四（国有林）、七七七の二、七七七の五、八四九の五、八四九の六、八五〇の五、字恋ノ山七七四の二、七七四の六、字焼野九三四の二、九三六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県湖南市平松字堂山五〇一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市関津三丁目字車谷二四七の二・字山田大谷二八九の二・二九〇の二（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江乙字光永恵四一六の四、四二二の三五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷字古在家二七四三の二・二七六二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七四三の一、二七四三の三、二七六二の二、二七六四の口の乙、字古在家ノ上四六七六の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市下吉田字浦沢二三の二・二六の二・九五の六・九六の一・九九の一・一〇二の一・一〇二の三・一〇三の一・一〇六の三・一一一の二・一一二の二・一一三の二・一一四の六（以上一三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五の二、二二の二、二四、二七の二、二八の二、九三の三、九五の五、九五の七、九六の三、九六の四、九九の二、一〇〇の三、一〇〇の四、一〇二の二、一〇三の二、一〇六の二、一〇六の四、一〇九の二、一〇九の三、一一〇の二、一一〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市徳定字雁峰三の八六六・三の八七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の二〇二、三の八七一、三の八七二、三の八七四、字中山二五七の三・二五八の三・二七〇の二・二七三の三・二八四の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二五四の八、二五五の一、二五五の二、二五六の一から二五六の四まで、二五八の四、二五九の一、二六〇、二六一、二六一の一から二六一の三まで、二六二の一から二六二の三まで、二六三の一から二六三の四まで、二六四、二六四の一、二六五、二六六の二、二六六の四、二六六の五、二六八の三、二六九の三、二六九の四、二七〇の四、二七〇の五、二七一の三から二七一の五まで、二七二、二七二の一、二七四、二七五、二七六の一、二七六の二、二七七の一から二七七の三まで、二七八から二八一まで、二七八の一、二七九の一、二七九の二、二八〇の一、二八一の一、二八二の一から二八二の五まで、二八三の一から二八三の四まで、字西沢六・一八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の三、三の六、三の七、四、四の一、四の二、五、七、一三の一から一三の五まで、一四、一四の一、一四の二、一五の一、一五の二、一六の一から一六の五まで、一七の七、一七の八